

再就職等規制に関するQ&A

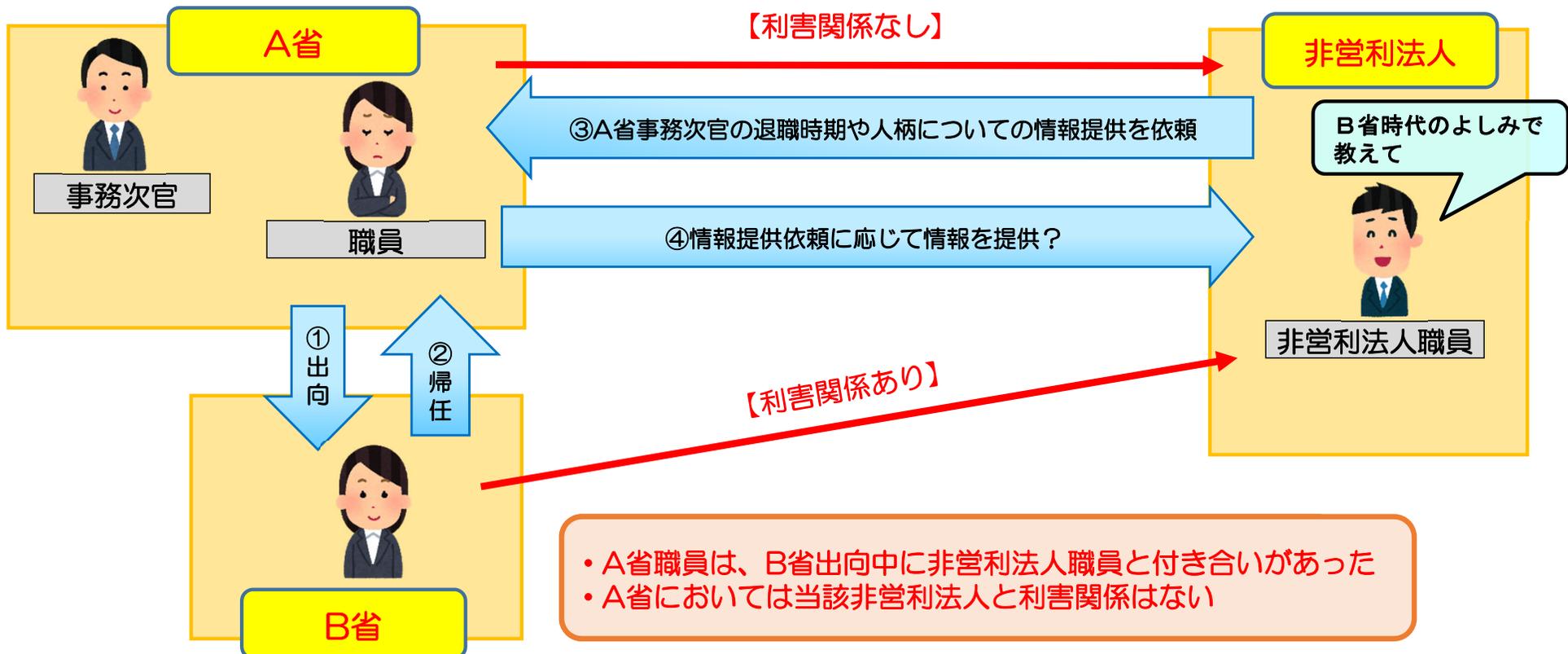
(問題編)

～一般職員向け～

問1

- A省職員は、以前他省庁（B省）出向中に付き合いのあった非営利法人の職員から、次期理事候補を探しているの
でA省の事務次官の退職時期や人柄について教えてくれないかと頼まれた。
- この非営利法人は、B省との間では利害関係があるが、今所属しているA省とは無関係なので、次官にとっても自
分にとっても利害関係者ではない。
- 権限を背景にした押し付け的な再就職あっせんが問題なので、利害関係のない相手方からの情報提供依頼に応え
る形であれば、情報提供をしてもよいだろうか。

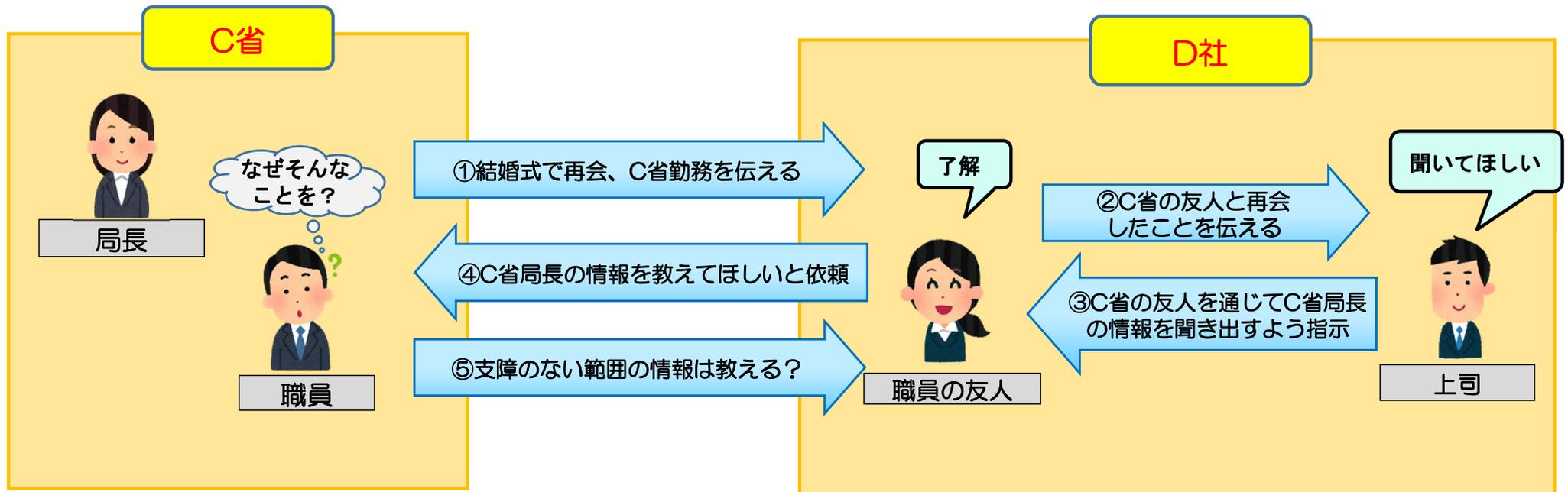
利害関係がない相手方からの情報提供依頼に応える形であれば、あっせん（情報提供）をしても問題ないのか



問2

- C省職員は、参列した結婚式で学生時代の友人と再会し、近況を伝えあった。後日その友人から、所属する局の局長に関して人柄やこれまでの経歴などを教えてほしいと頼まれた。その友人が勤務先（D社）でC省の友人と再会したと話したところ、上司からC省局長についての情報を聞き出すよう指示されたらしい。
- 念のためになぜそのような情報が必要なのか確認したところ、D社が企画しているイベントのゲストスピーカーを探しているとのことだった。
- 再就職とは関係なさそうなので、C省局長の情報を友人に教えてよいだろうか。

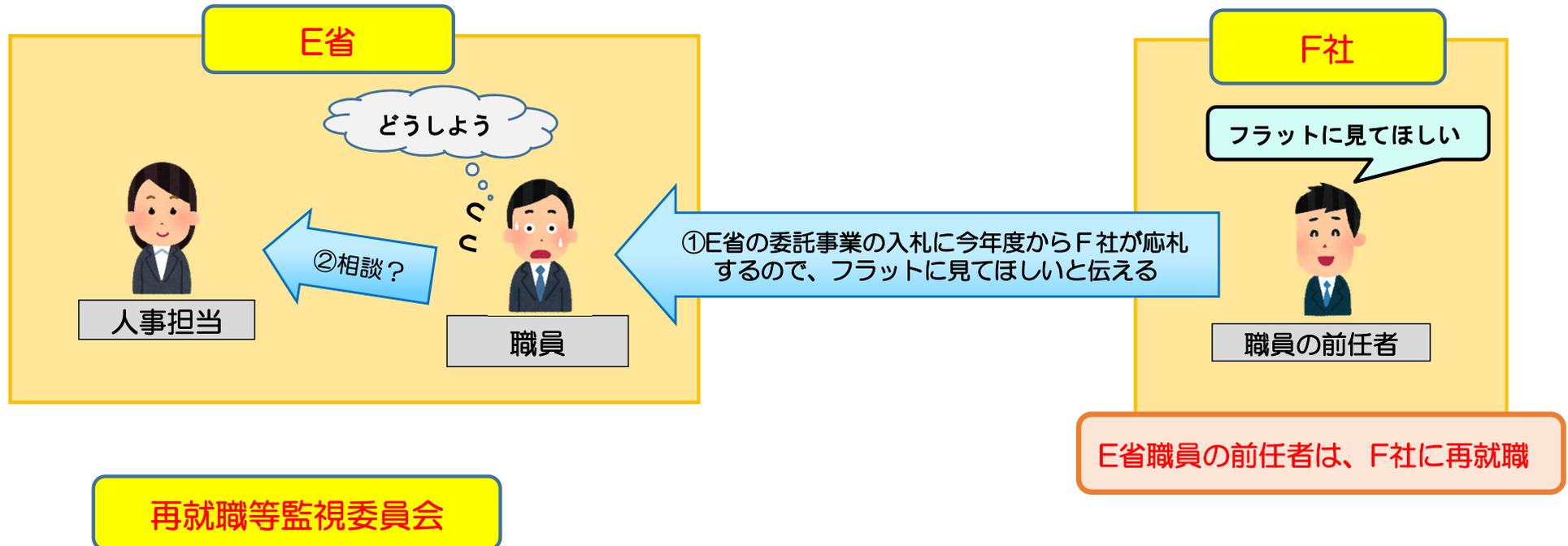
どのような場合の情報のやり取りが規制されるのか



問3

- E省職員は、委託事業の担当者をしているが、昨年退職した前任者が再就職先のF社の名刺を持って挨拶に来た。
- 前任者によれば、毎年行っている委託事業の入札に、今年度から再就職先のF社が応札する予定らしい。
- 前任者は「これまで落札実績はないけど、ノウハウは自分が持っているので良い提案ができると思う。フラットに見てほしい」とだけ伝えて帰っていったが、これは働きかけ規制に抵触しないのだろうか。
- 違反行為なのかよく分からないので、まずは所属する府省の人事担当部に相談した方がよいだろうか。

元職員から働きかけを受けた場合は、どうすべきか



再就職等規制に関するQ&A

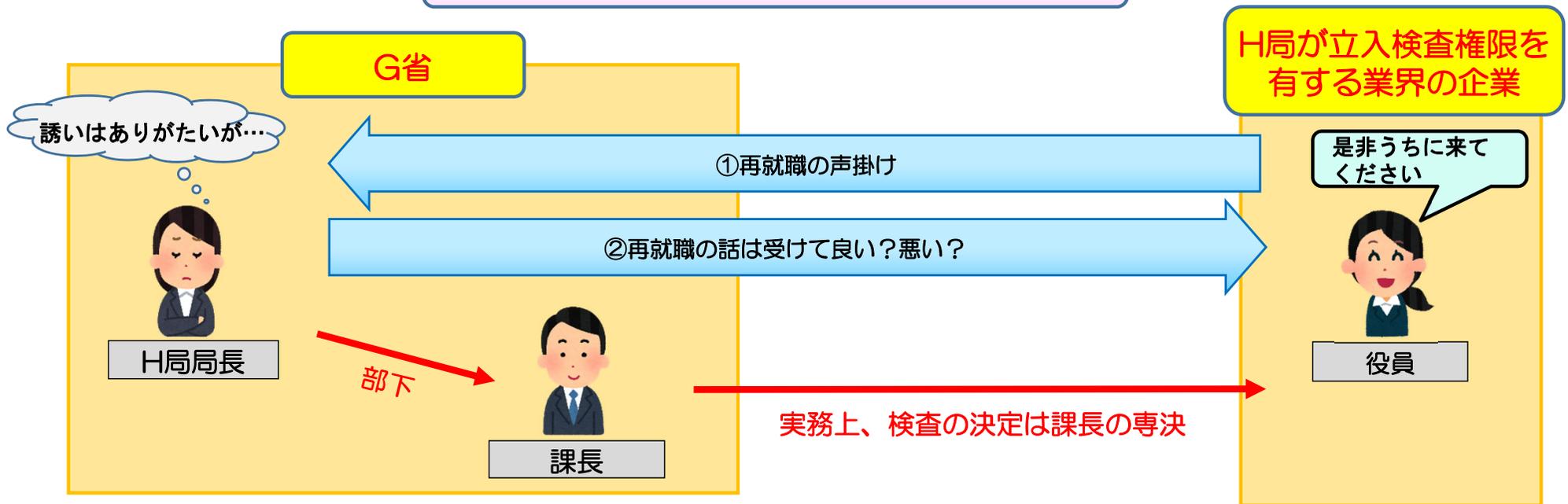
(問題編)

～求職者向け～

問4

- G省H局の局長は、局長ポストを最後に退職し、再就職しようと考えていたところ、ある業界の企業の役員から再就職しないかと声を掛けられた。
- H局では広範な立入検査権限を所掌しており、その業界に対しても法令上、立入検査を指示し得る立場にはあったが、その企業に対してはこれまで実際に立入検査を行ったこともないし、予定もない。
- 更には、実際には検査を実施する決定は部下である課長の専決で行っており、これまで検査実施を自ら指示したこともない。
- 今回の再就職の誘いは、応諾してもよいだろうか。

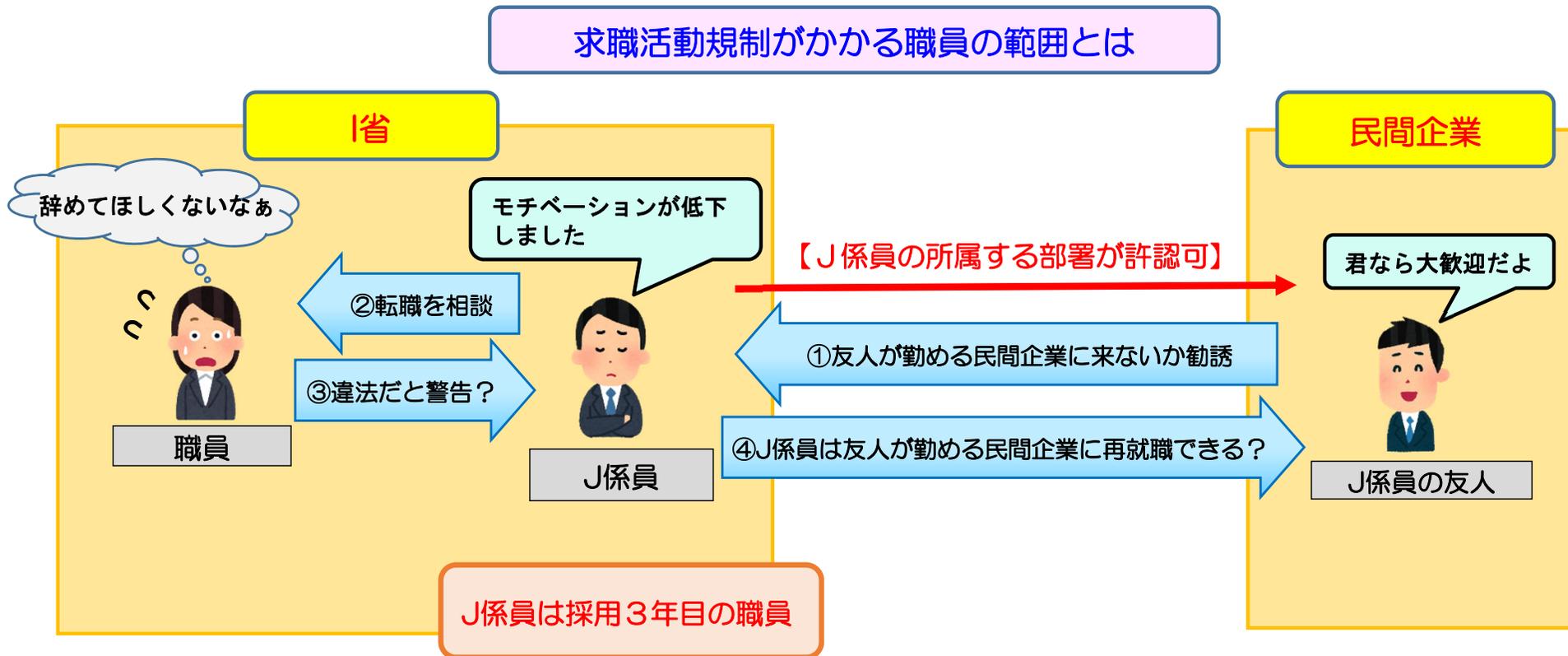
利害関係企業の範囲はどこまでか



- G省局長が局長を務めるH局では、再就職の誘いを受けた企業に対する立入検査権限を所掌
- 再就職の誘いを受けた企業には、これまで立入検査を行ったことはなく、予定もない
- 実際の検査実施の決定は、部下である課長が行う（専決）

問5

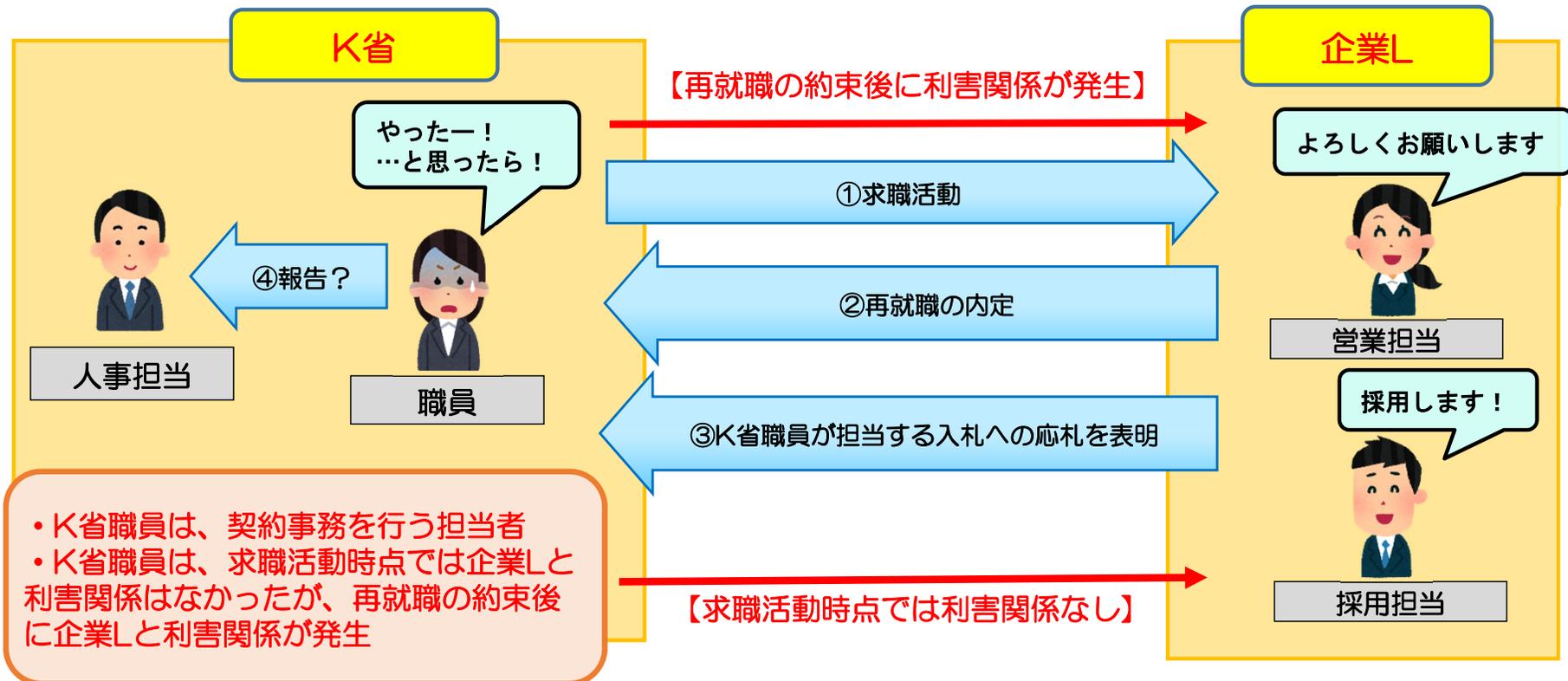
- ・I省職員は、同じ部署の後輩である採用3年目のJ係員から、業務に対するモチベーションが低下したので、民間企業に転職をしようかと迷っていると相談を受けた。聞くと、学生時代の友人から自分が勤める民間企業に第二新卒として来ないかと誘われているらしい。
- ・しかし、勧誘されている民間企業には、所属する部署が許認可を出している。
- ・利害関係企業への求職は制限されているので、J係員に転職すると規制違反になると説得した方がよいだろうか。



問6

- K省職員は、契約事務を行う担当者であるが、K省との契約実績、入札（入札説明会含め）への参加及び見積の提出等がない（利害関係のない）企業Lに、在職中に求職活動を行い、企業Lと再就職の約束を行った。
- 再就職の約束後、K省職員が担当する入札に対して、企業Lが応札することとなった。
- 再就職の約束をした場合、人事担当部局への報告などどのような対応をとるべきか。また、再就職の約束後に再就職先との間で利害関係が発生した場合、求職活動規制違反となるのだろうか。

再就職の約束後に、再就職先と利害関係が発生した場合、どういう対応をとるべきか



再就職等規制に関するQ&A

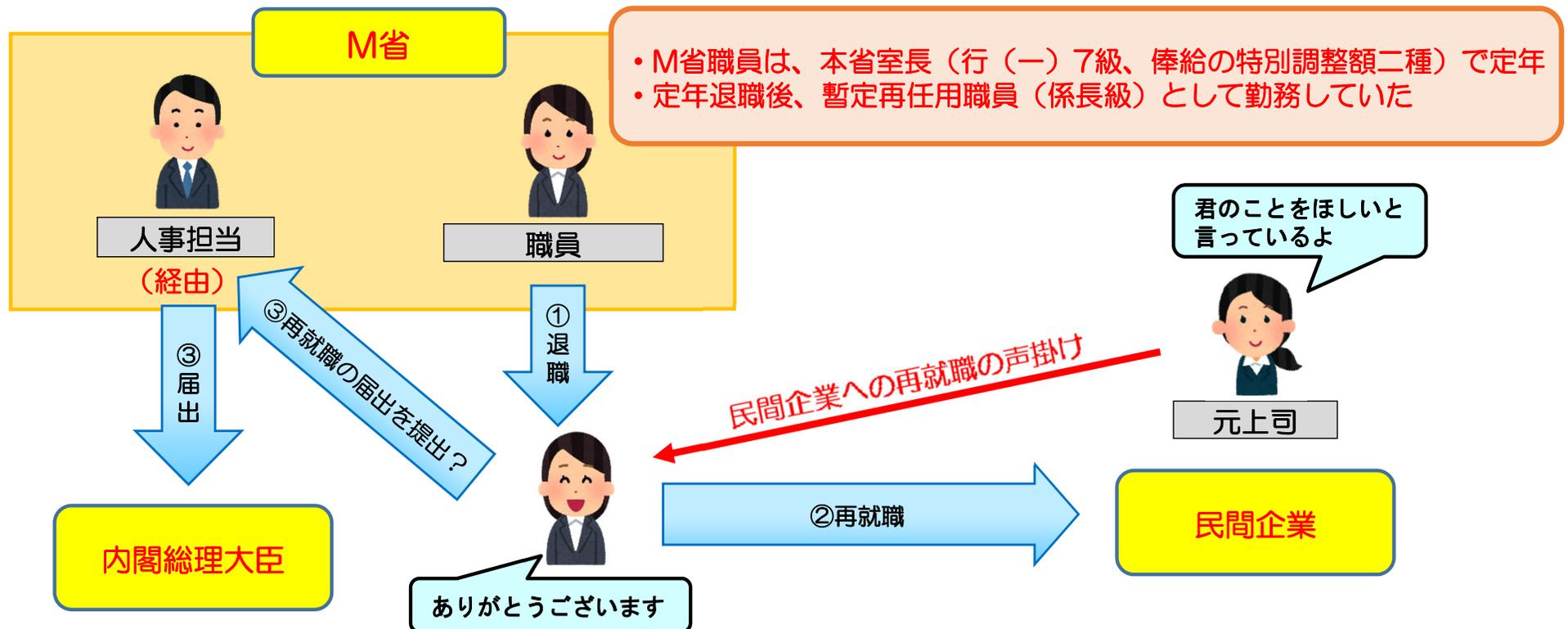
(問題編)

～退職者向け～

問7

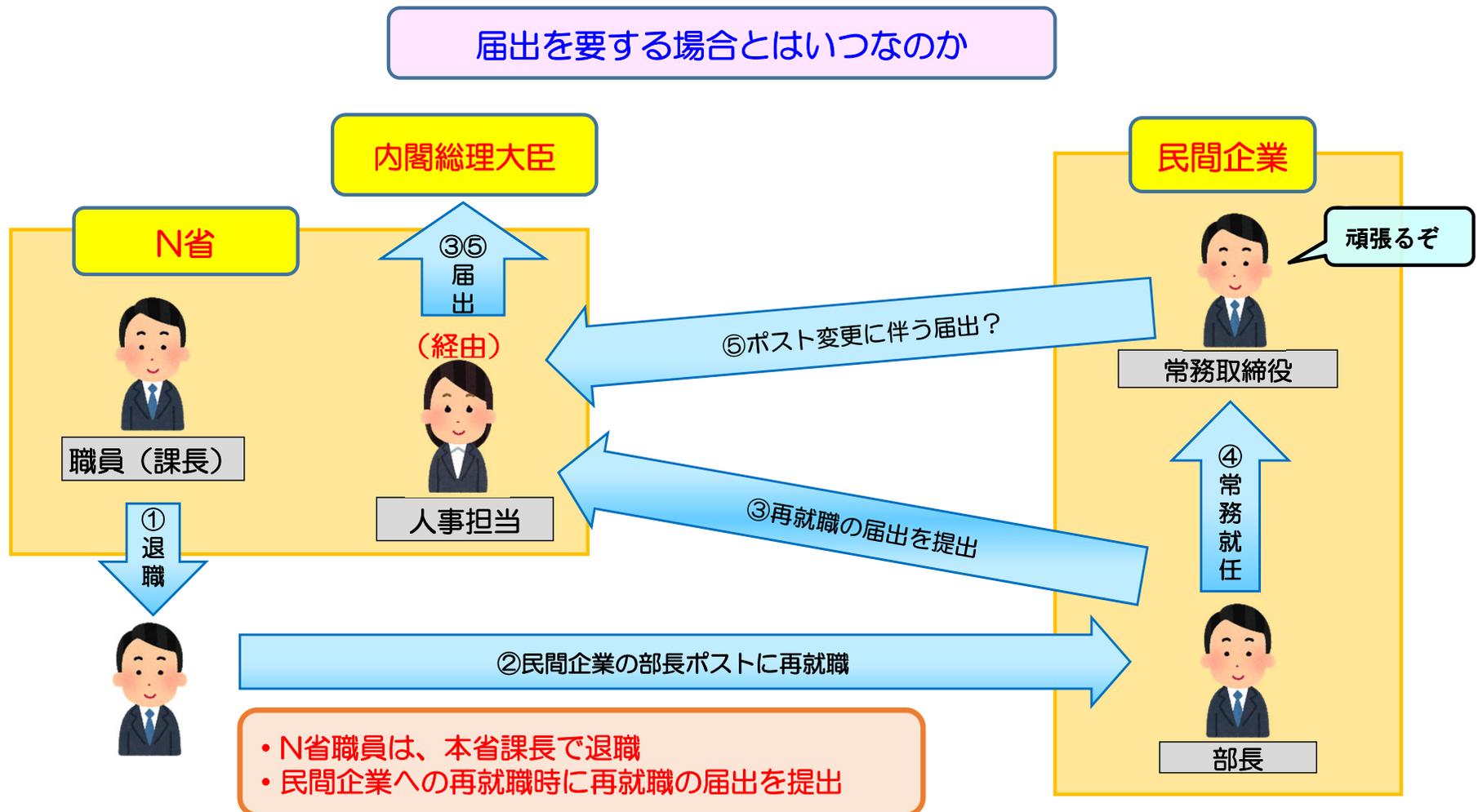
- M省職員は、本省で室長（行（一）7級、俸給の特別調整額二種）を務めていたときに定年となり、暫定再任用職員（係長級）として半年ほど働いていたが、地元に戻ることにしたためM省を退職した。
- 退職後半年ほど経ってから、同郷の先輩で、先に地元に戻っていた元上司から声を掛けてもらい、民間企業に再就職することになった。
- 元管理職職員には、離職後も再就職情報の届出義務があるが、最終官職は係長だったので、届出はしなくてもよいだろうか。

再就職情報の届出義務の有無は、どの時点の官職で判断されるのか



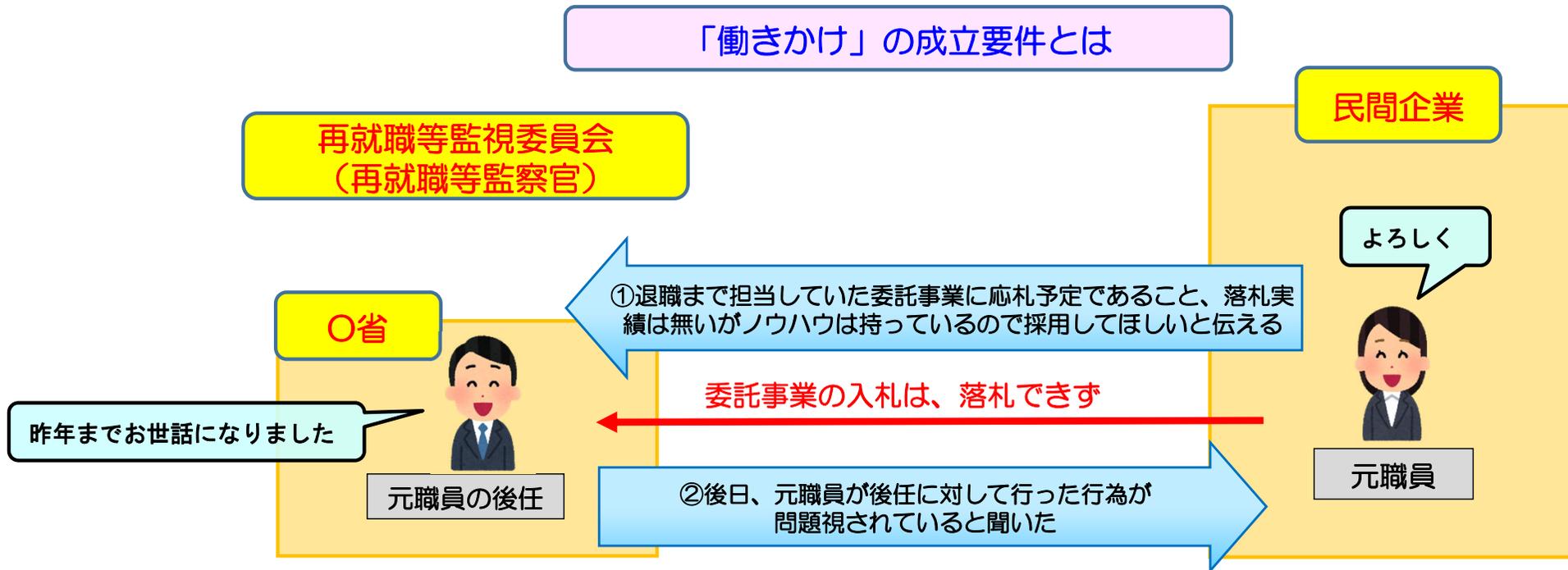
問8

- N省職員は、本省の課長を退職後、半年ほどで民間企業の部長ポストに再就職することができたため、再就職の届出を出した。
- その後また半年ほど経って、今度は同じ会社の常務取締役就任することとなった。
- 同じ再就職先でポストが変わった場合、再度の届出は必要だろうか。



問9

- ・O省元職員が退職後半年で再就職した民間企業は、元職員が再就職した年からO省の委託事業に応札することになった。この委託事業は元職員が退職まで担当していたものである。
- ・そこで、元職員は入札公告後すぐに後任の職員を訪れ、入札に応札する予定であること、実績は無いがノウハウは自分が持っており、事業実施に自信があるので採用してほしいと伝えた。
- ・しかし、結果的には別の企業が落札した。
- ・後日、自分の行動が問題視されていると聞いたが、利害関係者となるので手土産も持参していないし、入札者として当然のお願いをただけだ。それに、結果的に落札もできていないので問題ないと思うのだがどうだろうか。



- ・元職員は民間企業に再就職する半年前まで、O省で委託事業を担当していた
- ・元職員の再就職先の民間企業は、元職員が退職まで担当していた委託事業の入札に今年度から応札することとなった
- ・元職員は後任に手土産を持参していないし、入札者として当然のお願いをただけ
- ・結果的に委託事業は、落札できていない